

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 県民税

非課税の要件を満たさなくなった特定寄附信託に係る利子について、当該特定寄附信託の受託者がその利子を支払ったものとみなして利子割に関する規定を適用することとした。（附則第12条の2関係）

2 不動産取得税

(1) 次に掲げる不動産取得税に係る納税義務の免除の特別措置を廃止することとした。

ア 市街地再開発組合等が、都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業等の施行に伴い取得した不動産に係る不動産取得税（第64条の4関係）

イ 事業協同組合等が、県等から資金の貸付けを受けて取得した中小企業集積の活性化に寄与する事業等の用に供する不動産に係る不動産取得税（第64条の5関係）

ウ 農地保有合理化法人等が、土地改良法の規定による換地計画に基づき取得した換地である不動産に係る不動産取得税（第64条の7関係）

エ 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得した外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産に係る不動産取得税（第64条の8関係）

オ 農業生産法人が、その組合員等となる資格を有する者からの現物出資により取得した農業の用に供する土地に係る不動産取得税（第64条の9関係）

(2) サービス付き高齢者向け貸家住宅を新築した場合において、当該新築した住宅に係る課税標準の特例措置及び当該新築した住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を講ずることとした。（附則第22条、附則第22条の2関係）

3 自動車取得税

自動車取得税の非課税に係るバス路線について定めることとした。（附則第24条関係）

4 その他所要の整備をすることとした。（第64条の4、第64条の6、第64条の7、第66条の2、附則第23条の4、附則第31条関係）

5 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2(2)は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日から施行することとした。（附則第1条関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条、附則第3条関係）

(3) 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成20年岩手県条例第41号）の一部を改正することとした。（附則第4条関係）

(4) 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第40号）の一部を改正することとした。（附則第5条関係）